

2019年9月吉日

お客様 各位

株式会社コア  
管理統括本部  
本部長 牛嶋友美

## 消費税率改正に伴う取扱いについて

平素より格別のお引き立てを頂き、誠にありがとうございます。

既に報道等でお聞き及びとは存じますが、2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなります。

この税率改定に伴う以下の弊社取扱製品の消費税の取扱いについてご案内申し上げますので、誠に恐れ入りますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 【弊社取扱製品】

- ・保守、メンテナンスサービス
- ・使用期間限定契約製品（サブスクリプション契約製品）

これらのサービス契約は、弊社では時の経過により日々サービス提供が完了していくものとして収益認識を行っており、消費税につきましてもその提供時点の税率を適用しております。

そのため弊社が2019年10月1日以降にご提供するサービス等に係る消費税率は10%となりますが、2019年9月30日までにご請求させていただく上記費用等につきましては、提供期間が2019年10月1日以降の期間を含む場合においても、一旦、現行の消費税率8%にてご請求させていただきます、新消費税率との差額につきましては別途2019年10月以降にご請求させていただきます。

以上

<お問い合わせ先>

株式会社コア 管理統括本部 財務経理部

電話：03-3795-5116